

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：労働基準局勤労者生活部

施策名	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること (Ⅲ-4-2)	政策体系上の位置付け 基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
施策の概要	近年、終身雇用や年功賃金を中心とする雇用慣行が変化するとともに、経済社会情勢が変化する中、勤労者が豊かで安定した生活を送れるようにすることを目的として、勤労者の退職後の資産確保、財産形成への支援、労働金庫の健全性確保といった施策を推進する。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) (1)中小企業において、退職金制度が大企業に比べ依然として普及していない状況であり、独力で退職金制度を設けることが困難であるため、機構が中小企業に代わって退職金の支給を行う中小企業退職金共済制度の普及を引き続き図る必要がある。 (2)勤労者と自営業者の間の持家格差は依然大きく(※)、また、高齢化が進行する中で、老後の生活への準備の必要性が高まるなど、生涯生活設計の下での勤労者の財産形成の重要性は一層増大していると考えられる。 ※持家率 勤労者世帯58.5% 自営業主世帯80.6% 資料出所 総務省「住宅・土地統計調査」 (3)労働金庫は、労働組合、消費生活協同組合等が行う福利共済活動及びこれらの構成員等のために金融の円滑を図ること等を目的として、労働金庫法(昭和28年法律第227号)に基づき設立された会員制の共同組織金融機関であり、その業務の健全かつ適切な運営の確保のため、労働金庫法第94条及び銀行法第25条に基づく立入検査を引き続き適切に実施していく必要がある。 また、平成18年6月に金融商品取引法が成立(平成19年10月施行)し、金融機関が金融商品を販売(国債や投資信託の窓口販売等)するに際して遵守すべきルールとして、顧客への適切な説明・情報提供が重要になってきている。そのため、「顧客保護等管理態勢の整備・確認状況」が金融検査の独立した項目として新設されたところであり、このような観点からも、金融機関の業務の健全性等が図られるよう適切な立入検査を実施していく必要がある。</p> <p>(有効性) (1)「雇用動向調査」(厚生労働省)によれば、常用労働者数5~299人の中小企業における労働者数に大きな変動がない状況にもかかわらず、平成19年度末における在籍被共済者数については、約291万人と前年から7万人程度増加するなど着実に増加しているところであり、中小企業における退職金制度の確立に資している。 (2)勤労者財産形成促進制度については、財形融資事業を運用する独立行政法人雇用・能力開発機構の中期目標等に基づき、各種情報の提供を充実させることにより利用者である事業主の利便を図るとともに、制度の恩恵を受けることとなる勤労者の利便を図り、制度の利用促進を実施したことにより、勤労者の財産形成促進に寄与している。 (3)労働金庫法94条、銀行法第25条に基づく立入検査により、労働金庫の業務の健全かつ適切な運営が確保されている。</p> <p>(効率性) (1)事業運営に係る経費の削減を図りつつも、平成23年度末で廃止されることとなっている適格退職年金からの移行について重点的な加入促進運動を実施し、効率的な普及促進等を実施していると評価できる。 (2)勤労者財産形成促進制度については、特別会計改革の観点から平成19年度に労働保険特別会計からの補助金を廃止し効率性を高めるとともに、財形融資事業を運用する独立行政法人雇用・能力開発機構の中期目標等に基づき、引き続き適正な制度の運用を図っている。 (3)労働金庫に対する検査については、検査終了後、検査時の指摘事項に係る改善状況等のフォローアップも必要なことから、概ね2年に1回行っており、効率的に労働金庫の健全性を確保している。</p> <p>(総合的な評価) (1)中小企業退職金共済制度については、新規加入被共済者数に係る目標達成率を上回っており、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。 (2)勤労者財産形成促進事業については、勤労者財産形成融資の利用件数の減少傾向は、近年の低金利や民間金融機関の経営戦略を背景とした商品との金利差が小さくなったことによるものと考えている。しかしながら、勤労者にとって自営業者との間の持家格差は依然大きく、また、高齢化が進行する中で、老後の生活への準備の必要性が高まるなど、生涯生活設計の下での勤労者の財産形成の重要性は一層増大していることから、今後とも引き続き本制度の活用促進を図ることとする。 (3)労働金庫監督検査事業については、指標としている全労働金庫に対する検査実施状況について平成19年度では目標達成率は100%を下回っているものの、概ね2年に1回検査という計画に基づき実施しており、検査実施率は定着している。これにより、金融実態に応じた的確な検査を実施することができており、効率的に労働金庫の健全性が確保されていると評価できる。</p>	

(評価結果の分類)

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
 - ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
 - iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）
- (理由) 豊かで安定した勤労者生活の実現に資する施策であるため、今後とも適切に政策を実施することとするが、事務経費等の効率的執行に努めることなどにより、全体としては予算規模を前年度より縮小する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者数 (単位:人) (354,460人以上/平成19年度)	356,946	361,578	438,120	416,246	415,249 【117.1%】
2 勤労者財産形成融資の利用件数 (単位:件) (前年度以上/毎年度)	25,507 【108.5%】	15,177 【59.5%】	7,441 【49.0%】	5,386 【72.4%】	3,501 【65.0%】
3 全労働金庫に対する検査実施状況 (単位:%) (50%以上/毎年度)	50 【100.0%】	46 【92.0%】	50 【100.0%】	57 【114.0%】	43 【86.0%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、独立行政法人勤労者退職金共済機構の調べによる。主に常用雇用者を対象とした一般の中小企業退職金共済制度の新規被共済者数である。 ・指標2は、労働基準局勤労者生活部企画課の調べによる。 ・指標3は、労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室の調べによる。					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)